



## 任意後見制度において期待する中核機関の役割

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 矢頭 範之

### 1. はじめに

令和2年9月3日、当法人は日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）とともに「任意後見制度の利用促進に向けての提言」を公表した。（当法人HP：<https://www.legal-support.or.jp/act/riyousokusin>）（日司連HP：[https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info\\_disclosure/opinion/51338/](https://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/opinion/51338/)）

これに先立って令和2年3月に成年後見制度利用促進専門家会議が取りまとめた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」においては、任意後見制度に関する今後の対応として、保佐・補助とともにその利用を促進するため、その制度理解を図るとともに、適切な運用を確保するための方策について検討するよう求めている。

今回の提言は、この中間検証報告書を受けてその具体的な方策の検討の方向性について提案している。

本稿では、提言内容の前提となる任意後見制度における中核機関に期待する役割について述べたい。なお、本稿における意見に関する部分は私見であることを申し添える。

### 2. 任意後見制度の利用が低調な原因

任意後見制度の利用が低調な原因は、主に次の三点であると考える。

#### ①広報・周知が不十分

内閣府が行った「認知症に関する世論調査」（令和元年度）によると、「『成年後見制度』は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度である」ことを知っていた人は40.8%、「将来の判断能力の低下に備え、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を決めておく『任意後見制度』がある」ことを知っていた人は30.6%にとどまり、「内容は知らないが言葉を知っている」と「内容も言葉も知らない」人は合計で49%に上る。

#### ②制度の複雑さ・手続の煩雑さ

任意後見制度を利用しようとする場合、付与すべき代理権の範囲と各契約条項の検討が必要であり、また、財産管理等の委任契約や死後事務委任との併用が考えられる等オーダーメイド的な要素が強い。さらに、要式契約かつ停止条件付契約であるため公正証書作成と裁判所への申立てと手続が二手間ある。これらの複雑さと煩雑さが、特に高齢者にとって制度を利用しようとする気力を萎えさせているのではないだろうか。

#### ③移行型の濫用事例

任意後見契約は、「自己決定権の尊重」の理念に基づくとともに任意後見人の権限濫用行為を防止するため「本人保護」の理念との調和が図られている。実際には、任意後見契約ではなく、

その前段階である財産管理等委任契約（いわゆる任意代理契約）による財産管理において濫用事例が生じている。躊躇なく安心して利用できるよう特に移行型における対応策を講じることが必要である。

上記の利用が進まない原因を克服するためには、まず、①正しい制度理解を促す広報・周知を行う必要がある。国による制度の存在を周知するための広報と、各自治体による制度の利用の仕方、利用メリット及び利用上の注意点等の周知に関する広報活動の二方向の取組が考えられる。

②制度の複雑さと手続の煩雑さについては、とりあえず現行制度のもとにおいては、制度利用を検討している方への制度理解と各種手続について寄り添って支援を行う存在が必要である。

③移行型の濫用事例への対応策としては、提言内容である制度・仕組みとしての任意後見契約への移行の確保を図ることのほか、判断能力が減退した高齢者等を速やかに地域で支援する機能を構築することによりその防止が図られると考える。

### 3. 任意後見制度において期待される中核機関の役割

ここでは、①広報・周知を除き、上記②③に関する中核機関に期待する役割について述べたい。  
〈制度理解への支援と手続き支援〉

まずは、正しい制度理解に向けた支援が第一歩であるが、制度概要の説明については、難しい法律の制度であるというイメージを払拭するとともに、図やイラストを利用したツールを利用して理解しやすい説明を行うことが重要である。

ところで、昨今、判断能力が減退した事案において任意後見受任者に任意後見契約に移行しない理由を問うと任意後見監督人の報酬の発生を挙げることがある。

確かに、新たな報酬の発生は本人にとって負担となる要素であるが、そもそも制度利用において報酬が発生することとその負担額の概算については本人に説明されるべき項目であり、正しい理解がされた上で任意後見契約締結に至ったのであれば本人は承知のはずである。

このような不適切な状況に至らないためにも任意後見受任者による正しい説明と本人の理解は不可欠であり、中核機関等には理解度を見極めながら本人側に立った支援を期待したい。

次に、本人が制度利用に向けて検討する段階において、任意後見受任者の候補者の推薦、付与すべき代理権の範囲及び契約条項の検討、任意後見契約以外の併用すべき契約の検討が行われる。

特にこの段階は、適切な任意後見受任者の候補者を選定することが重要であるため、地域において適切な給源から推薦する仕組みが必要であろう。そして、選定された候補者との契約内容等の検討においてその候補者は将来において本人を支援する立場であるが、契約内容を検討するときは、それぞれの権利と義務の範囲を定める場面でもあり、利害がぶつかり合う論点においては、一般論として候補者自身が自分の利益より本人の利益を優先して契約内容を判断することは期待できないことから、中核機関またはその機能を実現するための支援者がいたほうが望ましい。

契約締結時の支援者の役割としては、あくまでも最終の意思決定者は本人であることを認識した上で、①本人に対し時間をかけて検討することを助言すること、②候補者に対し本人に理解しやすく説明するよう促すこと、③ときには候補者に対して質問をして不明と思われる論点を明確にすること、④本人が契約上の義務やリスク等をどこまで理解しているかを確認すること、⑤必要に応じて二次相談につなげることが考えられる。



このように、たとえ制度利用に向けた手続が煩雑であっても、本人のペースでその理解度に応じた寄り添う支援を受けることができれば、任意後見制度の利用につながることと思われる。

このような支援を中核機関に期待したい。

### 〈移行型の濫用事例への対応〉

上記契約締結支援を受けた後は、本人が必要に応じて相談を受ける体制を整えておくことになるが、判断能力が減退して自ら相談できない状態の場合、重大な権利侵害を受けても誰も気が付かないことがないように、チーム支援を前提とした中核機関等に情報が集約される仕組みを構築することが重要である。

その後、本人の判断能力の減退とともに支援の必要性があるにもかかわらず、任意後見受任者が任意後見監督人選任の申立てを準備しない場合、中核機関は、本人の意向を確認した上で、任意後見受任者に対し申立てを促すことになる。

しかし、任意後見受任者が申立てを懈怠する場合や、任意後見受任者への信頼が低下している場合など、そもそも任意後見制度による支援に疑問を生じた場合は、事実の調査をしたうえで、本人の意向に基づく任意後見契約の解除に向けた支援、後見・保佐・補助開始の申立ての検討等を進める必要がある。中核機関を中心とした地域連携ネットワークの機能が期待される。

## 4. さいごに

中核機関は全国の遍く地域に設置され、地域の権利擁護支援等の「司令塔機能」、協議会運営の「事務局機能」及び3つの検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」が期待されている。

実際には、「小さく生んで大きく育てる」という考え方のもと、まずは法定後見制度の取組から進めしていくものと思われるが、だからといって任意後見制度への取組を置き去りにしてほしくはない。

任意後見制度は委任者の判断能力が低下したときの支援の在り方を構築するものであることから、適切な支援がなされることが重要な要素であり、かつ、契約内容の検討においては両当事者のパワーバランスが均衡状態であることが担保されなければならない。

また、公的機能をもつ中核機関は、社会のセイフティネットとして法定後見制度に注力すべきことは理解できるが、任意後見制度利用者に対する権利侵害を等閑視する理由にはならない。

成年後見制度利用促進基本計画においても「行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。」とし、「権利擁護の観点」を一つの基準とすべきことが示されており、任意後見制度への取組も地域における権利擁護支援として関わるべきことを強調しておきたい。

民事信託も含めて任意後見制度の各地域における取組においては、その地域の専門職が中核機関と協力・連携して支援していかなければならない。当法人も他の専門職団体とともに地域の中核機関を下支えしていくことをお約束する。